

佐賀県告示第 314 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の名称及び事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和 3 年 8 月 24 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

事業所名称		開設者名称	主たる事務所の所在地	事業所所在地		変更年月日
	訪問看護ステーション 寿楽	社会福祉法人 寿楽園	三養基郡基山町 大字 園部 2307 番地	旧	鳥栖市 弥生が丘一丁目 18 番地	令和元年 7 月 1 日
				新	鳥栖市 弥生が丘二丁目 146 番地 1	
	訪問看護ステーション 寿楽	社会福祉法人 寿楽園	三養基郡基山町 大字 園部 2307 番地	旧	鳥栖市 弥生が丘二丁目 146 番地 1	令和 2 年 4 月 1 日
				新	三養基郡 基山町 大字 園部 2307 番地	
旧	N P O たすけあい佐賀宅老所てんゆうデイサービス	特定非営利活動法人たすけあい佐賀	佐賀市嘉瀬町 大字 中原 2516 番地 1	佐賀市天祐二丁目 9 番 26 号	令和 2 年 5 月 1 日	
新	たすけ					

あ 賀 ゆ イ ビス	い て う サ ー	佐 ん デ ー			
------------------------	-----------------------	------------------	--	--	--